

## 2014 年度離島対策等支援事業 活動報告（暫定版）

## 1. 離島対策支援事業

## 1) 計画と実績の乖離解消

事業計画と申請実績の乖離を解消するため、以下の条件に該当する 19 市町村について、計画の精度向上又は事業の活用促進を支援した。

- ・ 2014 年度保有台数が 101 台以上
- ・ 2013 年度実績又は 2014 年度事業計画の平均海上輸送単価が 4,000 円以上
- ・ 2013 年度事業費予算執行率が 80%未満又は 120%超
- ・ 過去 3 年間平均実績額が 2014 年度事業計画額の 80%未満又は 120%超

## (1) 計画の精度向上

5 市町村（竹富町、利尻町、粟国村、羽幌町、宇和島市）については、2014 年度の申請状況を注視し、2015 年度事業計画策定時に情報提供やデータに基づく助言等を実施した。

計画台数策定手法に課題があった竹富町については、島内保有台数の再調査や島外に搬出される自動車の種別構成の追加調査を依頼し、計画台数の推計精度向上を支援した。その結果、2015 年度の事業計画はより実態に見合ったものが策定され、過去 3 年間平均実績額は計画額の 80%以上 120%以下であり、過去の実績から大幅な乖離は見られなかった。今後は、2015 年度の実績額を確認し、事業費予算執行率を検証する。

一方、2013 年度に計画の精度向上を支援した 4 市町村（利尻町、粟国村、羽幌町、宇和島市）については、2014 年度の計画と実績の整合性を確認した。その結果、利尻町と粟国村については、2014 年度事業費予算執行率が 80%以上 120%以下となり、計画の精度が向上していることがわかった。羽幌町については、2014 年度事業費予算執行率が 80%以上 120%以下とならなかったものの、申請された自動車の種別構成の変動に伴う実績差異であることから、計画の精度向上支援を完了とする。宇和島市については、計画の見直しが図られているものの、申請実績は 2013 年度 6 台から 1 台へ減少したことから、2015 年度以降は事業の活用促進の観点から支援を継続する。

（別紙 1 参照）

## (2) 事業の活用促進

関連事業者の稼働が課題の 3 市町（土庄町、瀬戸内町、笠岡市）については、2014 年度に育成支援を実施した結果、全 5 事業者が稼働し申請実績は計 62 台となった。なお、2013 年度に育成支援を実施した 4 村（南大東村、伊是名村、北大東村、渡嘉敷村）については、2014 年度も引き続き全 4 事業者が稼働し、申請実績は 2013 年度 164 台から 196 台まで更に増加した。事業者ごとに差があるものの、今後も安定した実績が見込めることがわかった。

個別に課題を特定した 7 市町村（与那国町、礼文町、利尻富士町、小値賀町、粟島浦村、唐津市、丸亀市）については、担当者と共に次の対応策を検討・実施し課題の解消を図った。

一部の事業者の申請が遅延していた 3 町（礼文町、利尻富士町、小値賀町）については、当該事業者に対し 3 町を通じて指導を行ったところ、改善されて申請遅延が解消した結果、申請実績は 2013 年度 121 台から 241 台まで増加した。この結果、今後も申請期間の遵守が見込めることとなった。

定期貨物船の休航により 2013 年 11 月から使用済自動車が滞留していた与那国町については、新たな輸送手段の確保を検討するよう関係者に対し働きかけた。その結果、運航再開が決定し、2015 年 2 月から事業が活用できる見通しとなった。

離島住民に対するアンケート等により、関係者の事業認知度等に課題があった 3 市村（粟島浦村、唐津市、丸亀市）については、住民や本土事業者へ事業周知を実施したため、2015 年度以降も引き続き申請状況を注視する。

## 2) 新規離島における事業の早期定着化

離島振興法改正に伴い、新たな事業の対象離島で 2014 年度から事業活用を開始した 4 市町（広島市〔似島〕、小豆島町〔小豆島〕、土庄町〔小豆島、沖之島〕、松山市〔興居島〕）について、四半期ごとに担当者へ課題の有無を確認しつつ、関係者に対する事業説明等の支援を行った。その結果、担当者の理解が進み単独での問い合わせ対応や関連事業者への指導等が可能となり、4 市町で事業の運用体制が整った。殊に、保有台数が 2 万台以上の大規模離島である小豆島について、申請実績は小豆島町で 116 台、土庄町で 220 台となり、申請手続きが円滑に行われていることを確認した。上記 2 町については、計画の精度向上及び事業の活用促進も支援していることから、2015 年度以降も引き続き申請状況を注視し、事業者の稼働状況等に課題がある場合は育成等の対応を図る。

一方、他離島で既に事業を活用している松山市、保有台数が 100 台以下のため計画書の提出が不要の広島市については、未だ対象離島からの申請実績に繋がっていないものの、市を通じて事業周知チラシの全戸配布等による事業周知を実施したことから、2015 年度以降は経過観察とする。

## 3) 事業認知度の維持・向上

### （1）事業周知媒体の作成と展開

2013 年度に周知効果を確認した事業周知チラシ・ポスターについて、2014 年 11 月により分かりやすいデザインへ刷新した。事業対象の全 125 市町村へ要望を確認し、チラシ（39 市町村 9,625 枚）ポスター（44 市町村 294 枚）を配布した（2015 年 2 月 9 日時点）。

## （２）事業認知度に関する分析

2013 年度の事業認知度調査において、事業を認知している住民が 5 割未満であると回答した 34 市町村について現状分析を行ったところ、2013 年度申請台数保有比が 3.0%以上であり関連事業者を中心に事業が活用されている 16 市町村、2014 年度保有台数が 20 台以下であり自動車所有者が少ない 9 市町村を除き、9 市町に課題があることがわかった。今後は、上記 9 市町のうち個別に課題を特定した 7 市町（笠岡市、三原市、福岡市、新宮町、下関市、多度津町、佐伯市）について、チラシ等による事業周知の継続又は個別の認知度向上策を提案する。一方、課題を特定できなかった 2 市（松浦市、三豊市）については、住民が事業を必要としているのか、直接住民への調査を実施する。

## （３）離島近隣の本土事業者に対する周知

本土近郊型の小規模離島が多い瀬戸内圏において、四国又は本州における一部の本土事業者が事業を認知しないまま使用済自動車等を収集しており、事業の活用が進まないことから、離島近隣の本土事業者等への事業周知を網羅的に実施した。

具体的には、離島市町村以外を含めた瀬戸内 4 県（岡山県、広島県、香川県、愛媛県）に所在する一定規模の解体業者 117 事業所へ事業周知チラシ等を配布した。また、当該解体業者に事業の活用予定がない場合でも、当該解体業者と取引のある引取業者等への事業周知を依頼した。

今後は、瀬戸内圏同様に本土近郊型の小規模離島が多い三陸近隣の 4 市町（気仙沼市、塩竈市、石巻市、女川町）及び天草諸島近隣の 2 市町（天草市、長島町）の本土事業者等への事業周知を実施する。

## ４）市町村からの要請対応

2013 年度に課題の解消を支援した 3 市（佐渡市、石垣市、壱岐市）について、以下の対応を実施した。

佐渡市については、新たな輸送手段の確保後、関連事業者に対し市を通じて事業の活用促進及び申請期間の遵守を指導した結果、申請実績が 2013 年度 1,811 台から 2,312 台まで増加した。使用済自動車が増加する以前の平均申請実績まで回復したことにより、課題が解消したことを確認した。

石垣市については、新たに輸送単価を設定した使用済自動車等を他廃棄物と混載したコンテナによる輸送での申請実績が 23 台となり、混載による運用が開始されたことを確認した。

壱岐市については、増加傾向にある中古自動車の島外搬出台数の調査を依頼し、計画台数の推計精度向上を支援した。その結果、約 2 割程度が中古自動車として島外搬出されることがわかったため、計画台数は 2014 年度 1,000 台から 790 台となり、より実態に見合った計画が策定された。今後は、2015 年度の実績額を確認し、事業費予算執行率を検証する。

## 5) 申請書受付時の証憑確認

市町村において適切に受付支払業務が実施されていることを確認するため、申請書受付時の証憑確認を 22 市町村 1,998 台に対し実施した。4 市町村 78 台については正しい証憑が収集されていなかったため、正しい証憑を収集するよう指導した。3 市町村 35 台については、後日正しい証憑が収集されたことを確認したため、今後は 43 台について正しい証憑が収集されたことを確認する。

また、久米島町については、誤った事務手続きにより収集された証憑よりも出えん申請額が過大であることがわかったため、誤った事務手続きを開始した 2011 年度からの全申請車台 740 台について証憑確認を追加実施した。その結果、2014 年度分は 26 台（差額 54,328 円）、過年度分は 285 台（差額 350,688 円）の計 311 台（差額 405,016 円）は収集された証憑よりも出えん申請額が過大であったため、2014 年 11 月に久米島町に対し差額の返還を求めると共に、再発防止策を検討・実施するよう指導した。今後は、2015 年 3 月末までに差額を受領し、再発防止策が実施されていることを確認する。

## 2. 不法投棄等対策支援事業

### 1) 事業活用を検討している自治体への支援

事業活用を検討していた 1 自治体の 1 事案について、担当者へ不法投棄等対策支援事業要綱や手引書を送付し、事業活用方法や他事案の活用事例を案内した。検討状況を確認しつつ担当者と共に事業活用に向けて検討したものの、本事案は事業を活用せず公費を原資として適切に使用済自動車を処理することを確認した。

### 2) 問い合わせ対応

事業に関する問い合わせ 43 件に対応した。主な内容は、事業についての問い合わせ 32 件、廃棄物処理法に関する問い合わせ 1 件、その他 10 件であった（2015 年 2 月 9 日時点）。

### 3) 手引書の改訂

不法投棄等対策支援事業を活用する地方公共団体からの委託により、当財団が使用済自動車等の「引取り・再資源化等」を実施する場合における申請手続きの明確化を図るため、2015 年 1 月に不法投棄等対策支援事業要綱及び手引書を改訂した。具体的には、「引取り・再資源化等」の申請手続きについて申請書類の記入例と解説を追記し、申請書類のサンプルを例示した。